

令和元年第3回土浦市国民健康保険運営協議会 議事録

- 令和元年7月24日（水） 13：28開会
- 出席者 13名
- 傍聴人 0名
- 過半数の出席が得られたので、本会議が成立する。（土浦市国民健康保険規則第4条第5項）
- 市長挨拶
- 委員紹介
- 市側出席者紹介
- 事務局職員自己紹介

協議事項（1）会長及び職務代行者の選任について

- ・会長選任前につき、市長が仮議長となる。

市長	<ul style="list-style-type: none"> ・会長・職務代行者の選任を協議し、各委員の合意により、事務局案（会長 岩井委員，職務代行者 鈴木委員）のとおり決定。（国民健康保険法施行令 第5条）
会長	<ul style="list-style-type: none"> ・会長挨拶 ・議長は「岩井浩一会長」が務める。（土浦市国民健康保険規則第4条4項） ・議事録署名人は、議長により、金澤委員，板垣委員が指名される。（土浦市国民健康保険規則第7条）

報告事項（1）平成30年度土浦市国民健康保険特別会計決算見込みについて

- 事務局説明：別添資料に基づき説明

<p>質疑 委員 (事務局)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・歳入のほうで、第7款の繰入金の「一般会計繰入金」の「(6) その他一般会計繰入金」の中身とか性質について確認したい。 ・「その他一般会計繰入金」ですが、それ以外の繰入金は法律で決まっているもので、「繰入をしなくてはならない」と決まっています。「ルール分」と言われているが、「その他一般会計繰入金」はルールが決まっていないものである。先ほど、市町村独自に実施する事業や、保険税不足などに対して繰入をするものと説明したが、基本的に「赤字補填」をしている部分がある。平成30年度は5億円の繰入をしている。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・被保険者の保険料が、かなり高くないように、土浦市が5億円繰入をして保険料が高くないようにおさえた、という解釈で

いいか。

(事務局)

・委員ご指摘のとおり、保険料が高くならないように繰入をした。平成30年度の税率改正については、税率が高くなりすぎないように、一般会計繰入をおこなったうえで改正をおこなった。

委員

・被用者保険のほうの会計は、全て「一人あたり」の金額を並べて去年と比較したりするのだが、保険給付費と保健事業費について、一人あたりの金額で去年とどのように変化しているのか知りたい。

(事務局)

・国全体の医療費については、平成29年度分の資料によると、一人あたりの医療費については、全体では333,000円、75歳未満で221,000円、被用者保険で167,000円、国保で349,000円、75歳以上後期高齢者で942,000円である。土浦市の国保は、国の一人あたりの金額と近い金額となっている。

平成30年度についても、一人あたりの金額は伸びている。

委員

・基金の積立ということで、30年度は3億4千万ということで例年より多いと思うが、基金の積立というのは、法定で決まっている非常時の基金ということで、土浦市はどのくらいあるのか。

(事務局)

・平成30年度に3億4千万を積み立てて、10億弱、9億3100万になった。

委員

・法律的には、どのくらい積み立てておく、というのは決まっているのか。

(事務局)

・法律的には、いくら積み立てる、というのはない。

委員

・3億4千万という多くの額を積み立てて、通常より多いと思うが、これが繰入金を減らすとか、保険料は上げたばかりだが、しばらく上げなくてすむ、ということになるのか。しばらく上げなくていい、ということでもいいか。

(事務局)

・国保の財政運営として、県から示される国保事業費納付金を支払うためにどのように財政運営をしていくか、というふうに変ったわけだが、この国保事業費納付金、毎年11月末頃示されるが、示された内容を元に今後の財政運営のシュミレーションをおこなって、そのなかで、この基金の活用を検討させていただきたいと考えている。

議長

・県のほうも初めてのシステムというかやり方になっているので、去年は少し取り組みが遅れていたが、今年度は少し早めに対応ができると思う。秋以降のこの委員会でそのあたりは審議することになるので、ぜひ、ご意見をお願いします。

その他

○ 事務局説明：今後のスケジュールについて説明

質疑 委員 (事務局)	・前期高齢者交付金について、今まで土浦市は高齢者が多いのももらっていたが、県がやるようになったらどうなるのか。 ・前期高齢者の交付金については、制度改正で県が財政運営をすることになったので、今までは各市町村がそれぞれ受けていたが、これからは県が、茨城県分を全部受けることになった。国保事業費納付金を算定する際に、各市町村の分としての前期高齢者交付金を算入して、事業費納付金を算定する形になった。
委員 (事務局)	・それを含めた形でやるということで、いままでのように「もらう」ということでいいか。 ・計算の結果として、「もらう」ということと同視できる。